

寄附金取扱規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下、「財団」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき

- 1) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- 2) 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
- 3) 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
- 4) 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- 5) その他理事長が財団の運営上支障があると認める条件

(2) 寄附金等を受け入れることにより、財団の業務、財政、又は名譽に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄附金等の種類)

第3条 財団が受け入れる寄附金等の種類は一般寄附金（寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金）とする。

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む

(受入手続)

第4条 寄附金等を財団に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

2 財団は、前項により寄附金の申込を受理したときは、第2条の基準に該当しないこと確認し、寄附金等の受け入れを行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類等を送付する。

(寄附金等の取扱い)

第5条 一般寄附については、50%を事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは事業費に充当することも可とする。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、2018年10月1日に施行する。